

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-農業分野の基準について-」の一部改正について

令和元年11月29日

「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省)の一部改正に伴って、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-農業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)	分野別運用要領(抜粋) 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 農業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務(栽培管理、飼養管理、農畜産物の集出荷・選別等の農作業)をいう。 あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：農畜産物の製造・加	分野別運用要領(抜粋) 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 農業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務(栽培管理、飼養管理、農畜産物の集出荷・選別等の農作業)をいう。 あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：農畜産物の製造・加

			<p>工，運搬，販売の作業，冬場の除雪作業等）に付随的に従事することは差し支えない。</p> <p>なお，農業分野の対象は日本標準産業分類「01 農業」に該当する事業者及び当該事業者を構成員とする団体が行う業務とする。</p>	<p>工，運搬，販売の作業，冬場の除雪作業等）に付随的に従事することは差し支えない。</p>
2	P7-8	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p> <p>【関係規定】</p>	<p>分野別運用要領（抜粋）</p> <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性</p> <p>農業分野において受け入れる1号特定技能外国人が，必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については，次のとおりとする。</p> <p>(1) 運用方針5 (1) アの業務区分</p> <p>耕種農業に関連する第2号技能実習（耕種農業職種3作業：施設園芸，畑作・野菜又は果樹）を修了した者については，当該技能実習で修得した技能が，1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と，作物の栽培管理，安全衛生等の点で，技能の根幹となる部分に関連性が認められることから，修得した技能が耕種農業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても耕種農業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し，即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し，上記第1の試験を免除する。</p>	<p>分野別運用要領（抜粋）</p> <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 農業分野において受け入れる1号特定技能外国人が，必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については，次のとおりとする。</p> <p>ア 運用方針5 (1) アの業務区分</p> <p>耕種農業に関連する第2号技能実習（耕種農業職種3作業：施設園芸，畑作・野菜又は果樹）を良好に修了した者については，当該技能実習で修得した技能が，1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と，作物の栽培管理，安全衛生等の点で，技能の根幹となる部分に関連性が認められることから，修得した技能が耕種農業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても耕種農業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し，即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し，上記第1</p>

			<p>(2) 運用方針5 (1) イの業務区分</p> <p>畜産農業に関連する第2号技能実習(畜産農業職種3作業:養豚, 養鶏又は酪農)を修了した者については, 当該技能実習で修得した技能が, 1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と, 家畜の飼養管理, 安全衛生等の点で, 技能の根幹となる部分に関連性が認められることから, 修得した技能が畜産農業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても畜産農業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し, 即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し, 上記第1の試験を免除する。</p>	<p>の1(1)の試験を免除する。</p> <p>イ 運用方針5 (1) イの業務区分</p> <p>畜産農業に関連する第2号技能実習(畜産農業職種3作業:養豚, 養鶏又は酪農)を良好に修了した者については, 当該技能実習で修得した技能が, 1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と, 家畜の飼養管理, 安全衛生等の点で, 技能の根幹となる部分に関連性が認められることから, 修得した技能が畜産農業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても畜産農業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し, 即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し, 上記第1の1(2)の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず, 第2号技能実習を良好に修了した者については, 技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより, ある程度日常会話ができ, 生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し, 上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>
3	P8	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準	<p>○ 1号特定技能外国人として農業分野の業務に従事する場合には, 本要領別表に記載された技能試験及び日本語能力試験の合格等が必要です。</p> <p>○ また, 1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ, 本要領別表に記載された技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。</p>	<p>○ 1号特定技能外国人として農業分野の業務に従事する場合には, 本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。</p> <p>○ また, 1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ, 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。</p> <p>○ 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実</p>

				習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
4	P8-9	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【確認対象】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 技能水準を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業技能測定試験（仮称）（耕種農業全般）の合格証明書の写し ・ 農業技能測定試験（仮称）（畜産農業全般）の合格証明書の写し ○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・ 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 技能水準を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業技能測定試験（耕種農業全般）の合格証明書の写し ・ 農業技能測定試験（畜産農業全般）の合格証明書の写し ○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・ 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し <p>*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。</p>
5	P9	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【確認対象の書類】	<技能実習2号修了者の場合>	<本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合>
6	別表	別表（農業）		（注）修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。